

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人日本太陽エネルギー学会と称し、英文ではJapan Solar Energy Societyと表記する。また、略称はJSESとする。

(主たる事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、太陽エネルギーをはじめとする風力・バイオマス等の再生可能エネルギー利用、並びに、持続可能な社会構築に関する事項に関わる会員相互の連絡・親睦及び国内外の研究者・研究団体との交流を図ることを目的とし、併せて科学技術の振興と研究成果の普及を図る。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌、電子メールやホームページ等での情報発信
- (2) 研究会、研究発表会、講演会、講習会、見学会、セミナー等の開催
- (3) 太陽エネルギーをはじめとする風力・バイオマス等の再生可能エネルギー利用、並びに、持続可能な社会構築に関する事項に関する資料及び情報の収集と提供及び国内外の研究者・研究団体との交流
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員とシニア会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

なお、学生会員及び学校会員は社員及び正会員となる資格を有しない。

また、以前に定められた終身会員、名誉会員は、今後も、その地位・権利を維持する。

(1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、それぞれ個人会員、団体会員と呼称する。

なお、団体会員については3名まで正会員として登録できるものとする。

(2) シニア会員：この法人の目的に賛同して入会した満60歳以上の定職に就いていない個人で、理事会において承認された者

(3) 学生会員：この法人の目的に賛同して入会した高校生、高等専門学校生、大学生、修士課程及び博士課程の大学院生

(4) 学校会員：この法人の目的に賛同して入会した中学校、高等学校、各種専門学校

(会員の資格の取得)

第6条 会員となるには、この法人が別に定める入会申込書による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

2 団体が入会申込書を提出するときは、前条第1号の団体会員の正会員登録者のうち1名を、団体の代表者として指定しなければならない。この者を指定代表者という。

(経費の負担)

第7条 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

なお、入会金及び会費及びこれらの変更については、理事会の決議を経て、社員総会での承認を得るものとする。

(任意退会)

第8条 会員は別に定める退会届けをこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) この法人が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、

義務を免れる。

さらに、正会員及びシニア会員については、一般法人法上の社員としての地位も失う。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成及び権限)

第12条 この法人の社員総会（これまで開催した会員総会と同じ）は、社員で構成され、定時社員総会を、毎事業年度の終了後3か月以内に毎年開催し、臨時社員総会は、必要に応じて臨時に開催する。

2 社員総会は、事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員を選出、定款の変更、会員の資格得喪その他の事項を審議し決議を行う。

(開催及び招集)

第13条 社員総会は、主たる事務所が所在する東京都内において開催する。

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時社員総会の開催を会長に請求した場合は、会長が臨時社員総会の招集をしなければならない。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定める順位に従って副会長1名が当該社員総会において議長を務める。

(議決権)

第16条 議決権を有するのは社員のみである。

社員総会における議決権は、正会員及びシニア会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、委任状を含む総社員の3分の1以上の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

2 監事は2名とする。

3 理事は8名以上35名以内とする。

このうち、1名を代表理事とする。

4 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員のうちから選任する。

ただし、特に必要があると認められる場合は理事にあっては2名、監事にあっては1名を限度として社員以外のものを理事又は監事とすることを妨げない。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

また、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

3 副会長は、会長の業務を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び第38条に定める事務局長に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(名誉会長・名誉理事並びに顧問)

第23条 この法人は名誉会長・名誉理事及び顧問を置くことができる。

名誉会長・名誉理事は本会会長経験者の中から、顧問は学識経験者の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

なお、名誉会長及び名誉理事は理事会に出席し、顧問は理事会の要請に応じて会議に出席し、会務について意見を述べることができる。

ただし、名誉会長・名誉理事及び顧問は決議には参加しないものとする。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合の決議は、総社員の半数以上であって、社員総会に出席した社員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

(職務と権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(4) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定める順位に従って副会長1名が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長又は第31条第2項に定める副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録は当該理事会開催の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 委員会、部会及び支部

(委員会)

第35条 この法人は、業務運営上の必要から、常設の委員会として、学会誌編集委員会、研究発表会運営委員会、広報委員会、学会規程委員会を置く。

2 この法人は、前項の常設委員会のほかに、理事会の決議を経て各種委員会を設置することができる。

3 委員会は委員長が招集する。

4 委員会の組織及び運営については、別に理事会が定める委員会運営規程による。

(各種部会)

第36条 この法人は、理事会の決議を経て各種部会を設置することができる。

- 2 部会は部会長が招集し、この法人の目的に沿って活動する。
- 3 部会の組織及び運営については、別に理事会が定める部会運営規程による。

(支部)

第37条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 支部の組織及び運営は、別に理事会が定める支部運営規程による。

第8章 事務局

(事務局)

第38条 この法人に、事務を処理するため主たる事務所に事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議を経て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。
- 4 事務局長及び職員の事務分掌、給与等については会長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに事務局長及び会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局長及び会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時社員総会の2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 解散及び清算

(解散)

第42条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告による。事故その他やむを得ない理由によって、電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する。

付記（過去の改定履歴）

2011年5月27日改定、2015年5月29日改定、2016年5月31日改定、2017年5月29日改定、2018年5月30日改定